

年度末の手続きについて

1 給水装置工事申込について

令和5年度の申込受付は令和6年3月18日(月)までとします。令和6年3月19日(火)以降は申請書類の事前確認として書類受取を行い、修正等の連絡は行いますが、書類受付、審査、納付書発行は年度内の処理ができない可能性があるため行いません。ご了承ください。

翌年度受付は令和6年4月1日(月)開始とします。3月19日(火)以降に事前確認をした申請書類は原則令和6年度受付とさせていただきます。

2 給水装置工事承認書の発行及び道路工事について

承認書は開庁時間、随時発行します。

給水装置工事の承認並びに道路占用及び道路使用の許可を受けている工事に関しては年度末でも道路工事が可能です。施工日当日に施工連絡をお願いします。

3 給水装置工事完了検査受付(予約)について

令和5年度のメータ出庫を伴う検査の受付は令和6年3月22日(金)まで、完了検査のみの検査受付は令和6年3月26日(火)までとします。検査は令和6年3月27日(水)まで行います。

(例) 3月22日(金)に検査受付、3月27日(水)にメータ出庫は可能
なお年度末は完了検査が混み合いますので、検査が受けられるものについては早めの完了検査の手続きをお願いします。

翌年度の検査は令和6年4月3日(水)より実施します。検査の受付は随時行います。

4 道路占用許可書・道路使用許可書について

(1) 市道占用について

令和5年度の道路管理者による申請受付は令和6年2月29日(木)に受付終了になります。そのため、3月～4月中旬に道路掘削を行いたい場合は令和6年2月27日(火)までに入金確認が必要となります。納付書の発行には10～14日ほどお時間をいただくため令和6年2月13日(火)までに給水装置工事申込書を不備のない状態で、ご提出いただく必要があります。2月27日(火)以降で入金確認をした申込の道路占用・

使用申請は原則令和6年度受付になります。

道路占有・使用の翌年度受付は令和6年4月1日(月)開始のため、2月27日(火)以降で入金確認をした申込の道路工事期間の予定は令和6年4月12日(金)から3か月になります。

また令和6年4月1日(月)に給水装置工事申込の受付をした工事の道路占有・使用許可は早くても4月下旬からとなります。ご注意ください。

(2) 県道・国道占有について

県道・国道については令和6年3月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで車線規制を伴う占有工事、承認工事を行えません。新規工事は着手できず、継続工事は中断になるため、ご注意ください。歩道規制のみの場合は工事を行えます。